

○財務省告示第二百六十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年七月二十四日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第五百

十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ

の法律及びその
十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に關す

る法律（平成二十四年法律第百

一号）第二十四条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

社債、株式等の振替に關する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

三 振替法の適
用等

四 発行方法

五

募方

イ

ロ

ハ

ニ

ホ

ヘ

ト

チ

リ

ニ

ホ

ト

チ

リ

ニ

ホ

入札発競争の

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

競争入札発行」という。及び
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国内債市場特別参
加者発行者（以下「国債市場特
別参加者」という。）の募集に
よる発行者の募集に
別加者発行者（以下「国債市場特
別参加者」という。）の募集に
発行者の募集に

各申込みの応募額を割り当てる。
各国内債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

発

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

額面金額で一兆八百九十二億円
のうち、財政法第四十一条の規
定に基づき、発行した利付債に
ついで、額は十億九千九百九十
五億三千四百二十万九千九百
営に必要なる財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律第二十一条の規定に基づ

十	十	九	八
三	一	振	最
二	イ	替	低
	ロ	単	額
		位	面
			金
			行

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発 行 行
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 行 行
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

五 額 銭 額 平 す 額 の 振 五
 錢 面 以 面 成 成 〃 記 替 万
 金 上 金 二 〃 載 法 万
 額 の 額 十 〃 又 の 規 円
 百 所 百 七 〃 記 は 定 に 振
 円 ぞ 円 年 〃 録 は による 替
 に れの 七 〃 金 〃 〃 振
 つ き の 月 〃 額 〃 〃 替
 き 百 〃 二 〃 〃 〃 〃 〃
 百 一 〃 十 〃 〃 〃 〃 〃
 一 円 〃 四 〃 〃 〃 〃 〃
 八 十 〃 日 〃 〃 〃 〃 〃
 十 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

(一) 年 一 ・ 三 パーセント

は、募入決定の通知を受けた者
 式により算出した額を次の算
 十号に規定する日払いだ
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 34}{100 \times 365}$$

(二) 発行時に、その利息
 に係る所得税が源泉徴収され
 るものと見て振替口座簿の

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	第二期の利息

平成二十七年七月二十四日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額 百円につき百円

平成四十七年六月二十日

る利息を支払う。

いて、その日以前六月間に属す

日を、支払期とし、各支払期にお

毎年六月二十日及び十二月二十

後第二期の利息

第二期の利息

初期利息

平成二十七年十二月二十日

払期とし、次の算式により支出

した金額を支払う。ただし、支

払期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払うこと

は、次の号及び第十六号において

規定する期日について同じ。

額面金額 $\times \frac{13}{100} \times \frac{1}{2}$

る金額を控除することができる

金額を乗じた金額を乗じた

受ける所得税の率を乗じた

居住者又は外国人が適用を

に算出た金額に(一)の法

ある場合に出た金額に(一)の法

者が非居住者又は外国人居

債を發行したとき、又は取

乗じた金額を乗じた金額を

金額に百分の二・三・五を

に算出した金額から該

のよりに算出した金額を

口座に記載又は記録される

のよりに算出した金額を